太宰管内志

豊後之五

海部郡

和書門 類 二九六〇一 號

内閣文庫 和書 類 二九六〇一 號 八二 冊

内閣文庫		
番號	和	29601
冊數	82（ 78）	
函號	176	44

国立公文書館 National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

太宰管内志

豊後之五巻　筑前人伊藤常足編録

明治十一年購求

○海部郡

延喜式に豊後國海部郡あり。和名抄に豊後國海部〈安万〉とあり。名義ハ風土記に此郡ノ百姓並海辺白水郎也。因曰海部郡とあり。〈和名抄に白水郎和名阿万とあり。〉またまた風土記〈速見郡ノ條〉に昔者纒向日代宮御宇天皇欲誅球磨贈於幸於筑紫従周防國佐婆津發船而渡泊海部郡宮浦云云。舊事本紀〈景行天皇ノ件〉に兄彦ノ命ハ云々。大分穴穂御埼別海部直三野之宇泥須別等が祖。兄彦ノ命ハ景行天皇の御子豊門別皇の御事と聞えたり。豊門別皇子筑紫大分ノ君ノ祖にまを事ハ此外にも旧事記の内に見えたり。書紀の方にハ豊戸別

皇子ハ、火ノ国ノ別の始祖とあり。さて書紀に因て按ずるに、豊
戸別皇子ハ、日向ノ襲武媛が産る御子なれバ、日向ノ国にて生
れ給ひて、やがて筑紫に留り給へりと聞ゆ。されバ其子孫と
ある大分ノ君海部ノ直など、日向に近き処こそ主として居れ
りなるべし。穴穂ハ穴見などの誤にもあらぬか。御埼ハ安
閑天皇紀に、豊国ノ膝埼屯倉とあるとハ別か。膝埼もミサキ
と仮字をつけたり。
なほよく考ふべし。万葉集十六巻に、豊後国白水郎歌一首
紅尓染之衣雨零而尓保比波雖為移波米也毛（クレナヰニソメシコロモニアメフリテニホヒハストモウツロハメヤモ）

続日本紀三十八巻に、延暦四年正月癸亥、豊後国海部郡大
領外従六位上海部公常山等居職匪懈撫民有力。於是詔並
授外従五位下。応永戦覧記上巻に、海部弾正少弼親盛軍記
略に、緒方惟義之子遇赦帰豊後国領海部郡佐伯。為大友家
人。云々大永七年、海部郡梅年礼山城主佐伯薩摩守惟治謀

反之由、讒者申之。大友義鑑命臼杵遠江寺長景、令誅惟治。云
云文禄三年以海部郡内臼杵佐伯両荘之地、与太田飛騨守
令居臼杵城給。同書　年十二月五日、家久押寄于大分
郡戸次荘鶴城。然所群議必臼杵城主宗麟之後詰可有之之
間、先遣軍兵令押臼杵可然之旨申之。於是白浜周防守、野村
備中守、為両大将、率二千余人、以降参士柴田紹安為案内者。
同日押寄于海部郡臼杵丹生島。自城中武宮武蔵守放南蛮
大銃、被討者不知数。寄手見之引退。於是臼杵美濃守柴田礼
能為先陣打出。此時宗麟以柴田紹安故疑其一族柴田長門
入道礼能並礼能嫡子玄蕃、故礼能父子頻切入敵陣遂戦死。

宗麟感其忠節、且悔疑彼、次吉忌甚吉為隊将率三百余騎防戦、於甚吉鎗下討取首五ツ、利光彦右衛門吉田一祐等有戦功。其後島津勢引退于松尾山、云々など見えたり。さて郡ハ大様ハ、風土記に海部郡郷肆所、里一十二、駅一所、烽弐所、（風土記解に遺址未詳）和名抄に海部郡、佐加、穂門、佐井、丹生、（風土記解に案和名抄所載郷名凡十、曰佐加、曰穂門、曰佐井、曰丹生、此四郷即是也、其下併日田二字、凡六郷皆日田郡郷名、誤混于此、蓋転写之所致也。）図田帳に海部郡八百三十一町、曰杵荘、丹生荘、佐伯荘、佐賀郷、大佐井郷、（已上二郷三荘なり）豊後志に高五万七千七百六十九石。風土記解に海部郡案其疆域幅員、東北抵海、南抵日向州、曰杵郡界、西抵大野郡界、西北至大分郡界、東西六里、南北十四里など見えたり。亀山随筆に、海部郡佐賀関より南方、日向の界に至て、大船をつなぐべき水門十餘所あり。されどもその水門の間ごとに、いそしく海中にさし出たる埼ありて、岩多く潮の行かひもいとく早き処なれば、船人の恐るゝ処なり。又此郡産物多し。まつ鰒魚、海参、海鹿草等ハ、佐賀郷より是を出す。次薯蕷、黄精等ハ高島より是を出す。次に朱砂ハ、丹生郷より出し、梅子、鷄ハ諸郷より是を出す。また紅菜ハ佐賀、佐伯、海漫、海帯、海帯、海荷、鯩、残魚、鰺、黄鰭、金線魚、月日貝等を出す。又大洋の中にハ、玳瑁珊瑚の類あれども、是をとる術を知らざれバ、常にハ出さゞ。云云とあり。此郡ハ海辺多くして、風景めづらしき処多き由なれど、かゝよれる処といひ、船路のかゝる処なれバ、遊ぶ人もすくなし。遊ぶ人すくなければ、それ志るせる書などもをさ〳〵あることなし。

○早吸日女神社

延喜式に、海部郡早吸日女神社あり。早吸日女ハ、波也須比賣と訓べし。早吸ハハヤスヒとよむべきなれども、かゝる処に同音の重なるハ、其内の一ツを省く例な

れバ。ハヤスとよむべきなり。又吸をスフと訓ハひろし。書紀ノ秘訓にも气比とあり。御名ノ義ハ。古事記
傳速吸門ノ件に。速吸とハ大祓ノ詞に。速開都咩止神持可々呑氐牟
とある意にて。彼御禊に縁ある神名なるべしとあり。委くハ古
事記傳を開キ見て知ルべし。さて速吸比咩ノ社記に。豊後國海部郡佐加郷速
吸日女神社六座磐土命。大直日命。底土命。大綾津日神。赤土命。大地海原諸神。共在同殿。昔
伊弉諾神浮潜潮中。而濯汚穢。昇高門巌。稚御子兄弟二女神。
共防衛伐除林木。於田苅穂造宮殿鎮座給。御名号速吸比咩
神。一説云。文武天皇大宝元年。日向ノ国ノ国造於田苅穂。始建速吸比咩神社。醍醐天皇昌泰年中。此
社移曲浦ノ清地。後世称関権現社。田苅穂一称高風。則今之古宮ノ地也。曲浦ノ清地ト云関ノ上浦。
此慶ハ狹内廣。續後紀十三巻に。承和十年九月甲辰。豊後国無位早

吸比咩神奉授従五位下。三代實録四十四巻に。元慶七年九
月二日。授豊後国従五位下早吸比咩神正五位下。圖田帳に
海部郡佐賀関十一町ハ。関権現ノ御神領など見えたり。井沢氏云。高門岩ハ。佐加関ノ東北の海一里許に在て。今ハ牛島といふ。稚御子白ノ濱黒ノ濱ノ神のいませしあと。今ハ稚御子鼻といふ。
又亀山随筆に。海部郡関権現ノ社。毎年六月廿八日より七月
朔まで祭あり。領主肥後細川家より社領五十石を寄附し給
ふ。神官あり関氏なりとあり。今本九州記十七巻に。慶長五年九月。岡城主中川修理亮が
先手田原紹忍宗像掃部五百餘騎を率て。臼杵ノ城を攻べき由にて発向せしが。途中より心がハりして。旧主大友義統
の加勢として。立石陣に馳加ハる。修理亮ハせむかたなくひとづから自兵を率て。臼杵城をせむ。こゝに大友亡びて。
紹忍中川家に帰らむとするに。前の罪を謝すべき便なくして。さまく思案をめぐらしけるをりから。中川ノ家臣中川平

右衛門等五六人大阪より下る由を聞く。是を待受て一ッに
なりて。臼杵を攻落して。其後さびことをもせむとて。佐加
関へ出向ひて。平右衛門等を待得てともに其夜ハ。関権現
社内に陣を取てそ居たりける。かゝる處に中川が家人に
狼藉ものありて。佐加関の近辺野山に在し牛を取て。関権
現ノ前にて此牛を焼て喰ひ。又酒などのみて。軍の門出ノ祝な
りとのゝしる。をりふし魔風烈しく吹て。彼火を吹ちらし
餘烟十方を蓋ひ。社壇より民屋まで。盡ク灰燼となる。是に因
て社司郷民等。臼杵へ早船を遣ハして。中川平右衛門田原
紹忍等佐加ノ関の関口より上ッて。権現の社より民屋までを
やきはらひ。狼藉以の外に候と言上しければ。太田飛弾守
が代官小垣源内橋本傳蔵。両人鉄炮足軽を引具して馳向
ふ。中川田原等惣勢二百五十餘人。佐志生ノ峠にかゝる處に。
地下人ども鍋倉山ノ左義長が鼻にて。待設て鉄炮を打かく。
中川是を追拂ひつゝ行ッに。峠の下リ口に。小垣橋本伏兵と成
て。待居たるが一度に起きて戦ひける。此時に又臼杵より
の加勢として。戸田太郎左衛門三百餘人を引具して船によ
り上ッて押寄けるに。中川勢惣崩レに成て。坂を逃下るを。追つ
めて逃ッ打とりぬ。さて其首と中川ノ旗とを。佐加関に掛並べ
たるを。中川が仲間一人戦場よりにけのびて。岡ノ城に帰て

かくと告たりけるに留主居の者ども大に驚き。やがて臼
杵ノ寄手に告やりければ。中川仰天し。くちをしき次第なり
と。罵りけるをぞしたりけると云々とあり。さて神洞随筆に。佐
加ノ関ノ権現ノ社と云ハ。西方上浦にあり。此處を越セバ下浦なり。
其向近し。下浦より北に近く白黒の濱あり。社ハ海辺にて
いぬゐの方にむけり。神官六人あり。近き比までハ。錦江寺
地蔵寺此両寺ノ僧出て。祭に法華経を読めりしを。寛政三年
より其事ハやみて専社人の修行をする事とハ成たりしと
云。社ノ前に佐加ノ関ノ町あり。鳥居にかふかねの額あり。関六所
権現と記せり。是ハ領主細川家の寄進なり。又社内に文殊
堂善現堂釈家堂など有しを。是も近キ比に海辺の岩鼻に移
して。社内にハあらず。権現社神殿ハ。三間四間許もあるべ
し。拝殿ハ六間許と見
ゆ。云々と見えたり。

○速吸名門（ハヤスヒナト）

神代紀伊弉諾尊御禊ノ件に。云云乃往見粟門及速吸名門。然此二門
潮既太急故還向橋之小門。纂疏に。潮大急則速吸之義明矣。神武天皇紀日向

より宇佐に幸し給ふ件に。天皇親帥諸皇子舟師。東征至速吸之門。時有
漁人。乗艇而至。古事記には乗亀甲為釣乍打羽来人遇于速吸門と見えたれど。天皇吉備より難波に至り
ませる間に挙たれば。播磨路浦の如くに聞えてまぎらはし。なほ此事豊前志三巻早鞆神社の件より。聊云るを考ふべ
し。天皇招之因問曰。汝誰也。對曰。臣是國神。名曰珍彦。古事記に宇豆
毘古とあり釣漁於曲浦。聞天神子来。故即奉迎云々。賜名為椎根
津彦とあり。井沢氏云。椎根津彦は。彦火々出見尊の孫武位起命の子にて。佐加関の地主の神なり。其社下浦
に在て珍宮と云。速吸名門は。波夜須比那度と訓べし。吸の事は。上に云るが如
し。さて名門は。之門と云に同じ。乃を那に通はせ云例此外にもおほし。名義は。延喜式に。早吸
日女神社。續後紀。又三代實録に。早吸咩神とある。此神の御
名に因て負せたるべし。速吸名門は。云々と云より下は。古事記傳の文をつゞめて云り。さて亀

山隨筆には。早吸門に潮の通ふ時は。いみじき音して海底より湧出るが如く。又海底に吸こむが如くなりと云。され
ば速吸の名は。地名をえにて神の御名にも負せさるべしと云り。さて豊後国志に。速吸名
門は。在海部郡佐加郷上関。亀山隨筆に。速吸門の地。東方より伊
豫の岬さし出。西方より佐加の埼さし出て。其間狭ければ門の名
あり。此門を過て南方は。土佐と日向との沖なり。さて此門の潮は。南の大洋より
来りて。東の方周防灘に至て。備後国白石と云處にて。東より
来たる鳴門の潮に行合て。又初に帰る。北は早鞆の追門を通り
て。筑前国遠賀郡に至て。西より来たれる玄海の潮に行合て。
まさ初に帰るとあり。神洞隨筆に。佐加関にゴトウまさコウノウラとよぶ處あり。コトウは黒
ケ濱の事なり。コウノウラと云は。白ケ濱の事なり。細川三齋公の哥に。白黒と争ふゴトウコウノウラ浪より外にう

つそのハなし。云
云とミえたり。

○佐加郷

和名抄に。海部郡佐加郷あり。佐加ハ。差我と訓べし。名義ハ
清々しき地にて負たるが。佐加関ノ記に。須我と云地名も見
えたり。亀山随筆に。佐加ハもと須我とぞいひけむを。後に佐加と轉じたるなるべし。早吸比咩ノ神ましし曲浦ノ清地も。
清をスガと唱ふれば。共ス がより起こさるなるやとあり。又圖田帳に。海部郡国領佐賀郷
百五十町。地頭職亀谷刑部大輔。一本相模守殿。帳ノ首書に。佐賀郷ハ。
佐井郷の東に在て。今十村をそぶなど見えたり。なほ佐加関ノ件に委
く云を考ふべし。

○丹生郷

和名抄に。海部郡丹生郷あり。丹生ハ尓布と訓べし。名義ハ。
風土記に。海部郡丹生郷。在郡西。昔時之人。取此山沙該獲朱砂。
因曰丹生郷とあり。風土記解に。續日本紀曰文武二年九月乙酉。豊後国献真珠。案郷ノ西北有之。所ノ邑
地名ニ赤迫。該ハ蕉也。既見取ニ山沙蕉獲ニ朱砂矣とあり。五雜組云。温泉之発源其下必有ニ朱砂。或琉黄礬石。又圖田帳
に。海部郡丹生莊百五十町。領家高倉宰相。地頭職大友兵庫
入道殿とあり。さて風土記解に。丹生郷。旧境尤廣。後割置臼
杵莊。又割此補彼。以称中臼杵。故旧臼杵城ノ旧名謂丹生城。野史
曰。永禄六年大友宗麟城于丹生島是也。また帳ノ首書に。海部
郡丹生莊。郡ノ北に在て今廿七村をそぶなどあり。九州軍記
古本三巻に。天文十二年五月廿六日。薩摩国種島に邪蘇宗

の出家メステルといふ蛮夷来りて、二三年逗留し後ニハ九国内ハ言ニ不及、中国畿内まで遊行し、年をへて帰国せ。同十八年、又黒船一艘豊後国臼杵ニ着岸せり、此船ニも已前来なりける、メステル共外蛮夷ともあまた乗来なり、日本口を習ひ、耶蘇宗を勧む、翌年又黒船二艘きたる、一艘ハ事なく、豊後国臼杵、丹生島ニ入津す、今一艘ハ肥前国島原口之津と云所ニ乗入けるが、風波あらくして、既ニ船を沉めんとせしが、漸くニ乗戻して、向後此方へ舟を乗入じと誓言して、夫よりハ同国大村、内、横瀬、浦ニぞ着しける、永禄改元の頃よりハ、弥増ニ数艘の南蛮黒船、横瀬浦と臼杵、丹生島と、両所ニ着けるを、大友修理大夫義鎮、府内を賑ハさん為ニ、蛮夷の奔走不斜ありければ、皆府内ニぞ来集りける、神領悉く没倒せられたり、清田石見守、田原近江守、両奉行として、杵臼、丹生島ニ耶蘇宗寺を建立す、山森紹庵、吉弘内蔵助、橋本縫殿助、三人ハ神社仏閣を破却せる役人なり、隠徳太平記五十八巻肥前国平戸ノ浦ニ異国船一艘着岸ス、舟長二人アリ、賢長雲南弥ト云、彼等種々ノ珍宝ヲ小船共ニ取積テ、豊後ノ府内臼杵ノ両所ヘ云々、宗麟ヨリヤレキヲ賜ハリ、臼杵ノ海ヲ填メテ市鄽六町ヲ作テ、賢長町ト号シ、府内ニモ又六町ヲ作テ、異国人五六千人呼来レテ云々、天

正ノ頃、無辺因果如露ナドヽ云偶来テ、街談巷議スルノミカ、後ハ城中ニ入テ、宗麟モ是ヲ崇敬シケルト云々、諸士ノ中ニモ清田鎮忠、田原近江守、親堅勝レテ信仰シテ云云、（治乱記よ、天正の頃、大友宗麟耶蘇宗を信して、清田鎮忠田原近江守を両奉行として、丹生島よ切支丹寺を建る事見えたり、又薩摩勢臼杵ノ城を圍ム事、軍記よ見えたるを上巻よ出せり、さて神洞随筆よ、丹生荘五千石の宗廟よ、丹生大明神と云社あり、そハ古土村と云よあり、大社よもあらぬ、此社の前を過て一里半ばかり辰巳のかたよ行バ高山あり、さて其山の絶頂よ石立る二ッあり、高さハ五六間許もあるべし、其間よ洞あり、其洞ノ中よ白山ノ神社と云ものあり、洞ノ底よあれバ神体ハ見えぞめづらしき處なり、臼杵よゆく道よりして白山越と云なりとあり、）

○佐井郷

和名抄よ、海部郡佐井郷あり、佐井ハ、差為と訓べし、（天武天皇紀よ、狹井連あり、式又出雲風土記よ意宇郡佐為神社と云もあり、）名ノ義ハ、風土記よ、海部郡佐慰郷、在郡東、此郷旧ノ名ハ酒井、今謂佐慰者訛也とあり、（此風土記ノ文多く落たりと聞ゆ、此郷とある下よ酒泉ノ事ゥ、又ハ大分郡酒水などやうの事ありしなるべし、）さて圖田帳よ、海部郡大佐井郷五十町、（此處よ地頭職ノ名落たりと聞ゆ、）小佐井七十町、地頭職肥前國御家人草野次郎経永、柴山村十町、地頭職戸次三郎重親、（首書よ、戸次系譜ニ無重親、重秀ノ男有時親重頼頼親親血、誤此等歟、）毛井村十町、信濃國御家人平林弥太郎入道女子、（法名行円、●首書よ、平林若津守氏也、平林系図曰平林平四郎津守ノ頼宗カ孫、信州平林并豊後毛井社地頭職也、）太郎親継とあり、仍ゝ風土記解よ、佐尉郷、案在郡之北、作東ハ誤矣、倭名鈔所載佐井與此同、今廢為村、稱大西（サイ）小西、又有細村、蓋佐井轉訛、今呼保曽

村、帳首書に、海部郡佐井郷、郡の東北に在て、今廿三村をそ
ぶ、初慶長年中の災に、過半没して海となる、栄山村同時に
海と成て、今はなしなど見ゆる、亀山随筆に、佐井郷毛井
林氏世々神官として、又毛井社の地頭職なりし事、彼神官
家に傳ふる古文書の趣にて明らかなり、嘉禎已下の文書
數紙あり、将軍家より出る物なり、古き社と聞ゆとあり、
神祠志、大佐井坂ノ市鞍掛神崎トテ、西ヨリ東ニ打ツラナリ
テ海辺ニアリ、鞍掛ハ丹生郷ノ内ニテ城跡ナリ、

村に毛井社とてあり、平

○穂門（ホドノ）郷

和名抄に、海部郡穂門郷あり、穂門は保等と訓べし、名義は、
風土記に、海部郡穂門郷、在郡東、昔者纒向日代宮御宇天皇御
船泊於此門、海底多生海藻而甚美、天皇即勅曰、取最勝海藻、
調保都米便令進御、因曰最勝（ホツメ）海藻門、今謂穂門者訛也とあり、此門
とある處の解に、蒲戸埼突出海中、五里、東与伊豫洲相對、其
間方數里、故称門也、經於此門而南則到日州之海とあり、さ
て此記に最勝海藻門とあるは、保都米等と訓へし、何にて
も勝れたる物をホツ何と云へる事、古き物に例多し、ツは
ノに通ふツなり、さて風土記解に、穂門今作保戸、為海島名、此地方
旧穂門郷也、後割此郷置佐伯荘、郷名竟廃、悉入荘まゝ分穂
門為佐伯荘、而穂門漸以陵夷、徒為一海島名也、などあり、神祠
随筆に、海部郡保戸島に、人家三百軒許あり、佐伯家の領な
る、亀山随筆に、海部郡蒲戸埼の北二里に保戸島あり、保戸
島の北二里に年久島ありなど見えたり、さて穂門郷の事は、
図帳には見えず、序に云、をべて図帳の文は、引つゞけて挙
る事なけれども、国郡郷荘、其外神社事なども皆共處々に
引出て、一文字も脱る事なし、されば図帳を得まく欲する
人、此書より抜出て書つゞらば図帳の全本を得べし、

宮浦

風土記速見郡ノ件に。昔者纏向日代宮御宇天皇欲誅球磨贈吹。幸於筑紫。従周防国佐婆津発船而渡。泊海部郡宮浦。時於此村有女人。名曰速津媛為其處之長云云とあり。宮浦ハ美夜乃宇良と訓べし。名義ハ。景行天皇の行宮など造給へる處にて負せたるべし。をしさもあらむ。後ノ名を初よりかくハして書けるものなり。さて風土記解に。愚按景行紀曰到速見郡。女人速津媛以下文与此大同小異。但言海部郡誤矣。速津媛之在海部郡也不當也。宮浦在海部南濱。与四州接壌。近於其佐婆海路遼絶。風濤急迅。其不便可思已。或曰。海部郡當作速見。宮浦當作古浦とあり。是ハ風土記ノ文乱れて。速見郡ノ事と海部郡ノ事と一ツに成たりと聞ゆ。

風土記一本贈ノ下に吹ノ字なくして。幸ノ上に行字あり。さて安永ノ九州図。又道中行程細見記等にハ。宮浦を日向ノ内に入レたり。又国人の説に。海部郡宮浦より日向ノ堺まで十二里あれバ。豊後風土記ノ解に。与日州接壌とあるハ誤なり。さて此宮浦に。宮浦神社とてあり。東南ノ海に向ひて立り。社ハ山の谷にあり。此辺佐伯ノ毛利家の領地なりとあり。又亀山随筆に。日向よりも南の船ども。季秋より仲春の比までハ。佐加ノ関にだに泊ず。よく日より見て。速見郡深江ノ湊まで来たりて泊る事なり。又佐加臼杵佐伯辺の船も。直に灘には出ずして。皆この湊にて風を待て。灘をこさる事昔よりしてしかり。さるを景行天皇の渡海。九月より後ノ事なれバ。其国の船人をへうたしとする灘を渡りて。物遠き海部郡の南ノ極に至り給ふべきやうなし。此灘と云ハ。祝灘の事にして。則周防灘の上のはしなり。こゝより豊後日向の海に出るに。かの潮の往来と風のあやとにて。ともすれバ船人のあやまつ處なり。さるを深江の湊にものすれバ。いつも難なしと云とあり。風土記の文委くハ速見郡ノ下に引出るを考ふべし。

四国軍記四巻一條兼定卿豊後国ニ渡玉ヘル件ニ。見ヘアル

湊ニ御船ヲヅ着ケタリケル。コヽハ何国ゾト尋サセ玉フニ。佐伯ノ宮内ト答奉レハ。夫ヨリ臼杵ヘト赴カセ玉ヒ云云。トアル宮内モ。コヽノ事ナルベク思ハル。

○丹生駅

延喜式に。豊後國丹生ノ駅馬。又海部傳馬（風土記に。海部郡駅壱所。）などあり。さて風土記解に。云々按丹生郷ノ駅是也。今廃。まゝ亀山隨筆に。海部郡丹生ノ駅ハ。日向國臼杵郡より。當國大野三重大分高坂等の駅に至る。道筋と聞えたりなどあり。道中行程細見記に。海部郡臼杵より日向ノ延岡に至る道二筋あり。西ノ方なるハ。臼杵より三里野津。野津より四里三重。三重より五里九郎野。九郎野より六里日向国八戸村とあり。又東ノ方なるハ。臼杵より七里ノ佐伯。佐伯より一里切畑。切畑より二里上ノ瀬。上ノ瀬より二里酒利。酒利より四里八戸村とあり。古の官道ハ西ノ方ときこえたり。

○臼杵郡

圖田帳に。海部郡臼杵荘二百町。領家一條ノ前ノ殿下ノ御跡。地頭職駿河前司入道殿とあり。臼杵ハ。宇須岐と訓へし。（和名抄に。日向国臼杵ハ宇須岐ともあり。）名ノ義ハ。日向国臼杵郡より移れりと聞ゆ。（委くハ日向志上巻臼杵郡ノ件にいふべし。）さて東鑑五巻に。豊後国住人臼杵二郎惟隆云々。十三巻に建久四年五月二十八日臼杵八郎云云。（源平盛衰記卅六巻に。豊後国にハ尾形三郎。海田兵衛宗親。臼杵次郎維高等が一ッに成て。備前国今木ノ城に籠れりと聞えたれば。能登守二千餘騎にて推寄て。一日一夜戦ひて今木ノ城を追落を。尾形ハ豊後へ漂戻を。）豊後軍記略に。貞治元年。菊池肥後守武光。以原田秋月三原等。為先陣。自豊前路打入于豊後國府内。云云。大友氏時与探題氏経共。楯

篭于高埼城。太宰少弐篭于松岡城。松浦宗像篭臼杵城云云
菊池勢弥強大。命島津一族令攻臼杵城。図書編五十巻（日本国件）
に。豊後州鳥四基。豊鐘善鳴録四巻に。要翁禅師諱玄綱。日州
大守伊東氏子。幼而爽抜質像過人。投州之佛日山云云。出世
豊後宗祥州守藤侯。（大友氏）。新建羽衣山海蔵寺。聘師為開山祖。
勉歳興廃撫退休焉。（今本九州軍記四巻に。臼杵の海蔵寺ハ。宗麟より五代の祖父。豊前守政親の墳寺にて。数代尊敬の地なり。当代の住僧ハ。洛陽大徳寺より来るえて。真叔和尚とて学匠なり。云云とあり。又宗麟が佛道を疎んずるを見て。此僧日向を指て落行しとて。道にて盗賊の為に殺さるゝ事も見えたり。同巻に。怡雲）
禅師宗説云々。九州都督源義鎮。（大友氏）。欽師芳猷。剏大休山寿
林寺于豊之臼杵。邀請住持云云 頃之退居瑞峯。此寺則宗麟
為徹岫国師所建也。云云宗麟再以寿林延請師丕播玄化海
西風靡宗麟又搆文珠寺邀師為始祖。（九州軍記に。土佐国一条家権中納言康政。元亀三年伊豫国西園寺公広と合戦す云云。康政初伊豫宇都宮が娘を娶て。子二人ありけるを。当時の勢を得むが為に。其妻を追出して。大友宗麟の息女をもつ事再三に及ぶ。宗麟云さらバ初の子を人質として此方に渡すべし。其後娘を遣ハさむと云。是に依て康政の子一人を豊後に渡す。宗麟も又娘を土佐に遣ハす。されども康政無道なれむ臣下に追出されて。豊後にこさる故に。群臣等宇都宮腹の若君を取立て。元親が婿として。一条家をつがしむ。是を大津御所と云。こゝにおひて康政も後妻もやがて四国を出て。豊後に帰る。宗麟ハ康政をいさこり。臼杵に備家数を構へて入置けり。此時いろなる若ろ志さりけも。一条で作立る紙ぶすま破れ果ればごろめきもせぞ。其後康政また臼杵を志のび出て。伊豫国にこさり。家人を集めて土佐国に入しが。遂に国人に殺されたりとなり。康政の事隠徳太平記四国軍記等にハ一条兼定とあり。）
享和武鑑に。稲葉伊豫守雍通。（柳間朝散大夫。献上）

巻物五。金馬代。子寅辰午申戌。四月参府。拜領巻物五。銀六枚。丑卯巳未酉亥。四月御暇。時ノ献上。在着御礼二種一荷。暑中海雲。十一月白干鮎。寒中蜜柑。屋敷上久保町。大手ヨリ十八丁。下土器丁。大坂堂島五丁目。伏見土橋。妙心寺派。芝ノ高縄ノ佛日山東禅寺。五万六千石餘。居城豊後海部郡臼杵。江戸より海陸二百七十八里。臼杵より大阪まで夏ノ海路百廿里。冬ノ海上八百四十五里。大坂より江戸まで百三十里餘。大友豊後守居。後福原右馬介大田飛騨守。慶長五より稲葉右京亮貞通以後代々領之。系圖よ。稲葉。本国伊豫。伊豫國住人河野四郎通信十一世孫。彦六越智ノ通成男。始入ニ濃州。稲葉刑部少輔越智通高。号ニ塩塵。稲葉民部少輔一通。稲葉能登守信通。稲葉右京亮景通。稲葉能登守知通。稲葉飛弾守又伊豫守。恒通。稲葉能登守又伊勢守。董通。稲葉能登守泰通。稲葉能登守弘道。當主伊豫守などあり。さて風土記解よ。丹生郷旧境尤廣。後割置臼杵臼荘。云云帳頭書よ。臼杵ノ荘ハ丹生郷の南郡の中央よ在て。今六十五村をすぶとあり。

○佐伯荘

圖田帳よ。海部郡佐伯荘百八十町。領家毛利判官代同孫四郎殿。也地頭職大友兵庫入道殿。本荘百六十町。地頭御家人佐伯四郎政直。法名道清・政直一本直政とあり。首書よ直政大神姓也。佐伯家系云。政直又惟直云云。左衛門尉惟久之男也。堅田村六十町ノ内。十五町。領家名を脱せるか。三十町ノ佐伯ノ八郎惟資。法名道法。七町一段。堅田左衛門次郎惟光。法名善大。七町一段。忠左衛門次郎惟永後家。四段。小田原次郎重直。法名道佛。とあり。

佐伯ハ、佐倍支と訓むべし。佐伯と云郷名ハ、美濃丹波などにもあり。名義ハ、古に
佐伯部の住てし處なるべし。天武天皇紀に見えたる佐伯連男が住てし處にもあらぬ
か。天武天皇紀の文ハ、球珠郡ノ件にひき出たり。 かくて源平盛衰記三十六巻に、佐
伯三郎維康。坂ノ三郎維良云云。坂ノ三郎ハ当郡坂市の人なるべし。軍記略に、緒
方惟義之子遇赦帰于豊後国。領海部郡佐伯。同書に、海部郡
梅牟礼ノ城主。佐伯薩摩守惟治者。緒方ノ三郎之末葉也云云 大
永七年勧請姥嶽神。於領内迫田建立神社。有人讒之大友義
鑑者曰。佐伯氏有反逆幾。義鑑信讒。以臼杵遠江守為大将。相
添二万餘騎。令攻佐伯。此時惟治遣両使雖陳無實之旨。義鑑
不聴之。急令囲城。惟治堅固守城不降。依是長景廻秘計使惟

治退于日向国。遂追討之。惟治並其子千代鶴自殺。義鑑断知
惟治無罪。雖遣赦免。早打不及。其後惟治之霊。附多田弥四郎カ
女。吐怨言故祭其霊。為冨尾権現。義鑑憐佐伯家系断絶。招佐
伯惟信子紀伊守惟常於筑後。与豊後国木付。令續佐伯ノ家系。
隠徳太平記五十巻に、土佐ノ一条兼定豊後漂泊事を云件に、
水取梶取辛くして豊後国佐伯ノ宮ノ内と云所に漂付にけり。
佐伯惟教深く憐ミ奉てよきにいさゝもり申けれど。宗麟よ
りも云云。御臺所ハいまだ土州にわたりもしけるが云云。ある
時兼定卿よりかくなんよミて送給ふ。さそひ来ぬうらみ
なかりける波風のあらき濱辺ハ住むかひもなし。御臺所の
御返事に。もろともによそまざうきも忘貝波ふく風のあ
らき濱辺し。又兼定卿。思ひやれひとりくらくる夕波の心
づくしの浦のそまひを。御返事。きくにさへ心づくしの浦
の波よるひるいかに袖にかくらむ。とあるむ。かくて宗麟に
り柴田次右衛門を土州に遣ハし。大津の御所並に元親に
ことわり。幼女の姫君御臺所を呼向へ給ひたりとあり。佐

伯惟治自殺の事ハ九州軍記にくはしく見えたり。圖書編に、豊後州撒一雞となり。享
和武鑑に、毛利美濃守高聴。柳間朝散大夫。献上巻物五。銀馬代。子寅辰午
申戌。四円参府。拜領物巻物五。丑卯巳未酉亥。四円御暇時献上。正月在邑計干
鯛。二月在府計塩鴨。御箸御礼干鯛。暑中串海鼠。寒中鰹節。禅宗妙心寺派、芝佛日山東禅
寺。上屋敷愛宕下。佐久間小路。大手より廿一丁。木挽丁うしろさし。下白金今里村。大坂天満十一町濱側。二万石。
居城豊後海部郡佐伯 江戸より二百六十六里餘。但大坂まで百三十三里餘。大坂より佐伯まで海上百三十三里。冬ハ七里半増。 慶長六年より毛利氏代々領之。系圖に毛利
本姓森藤原氏。本國尾張。毛利民太輔 伊勢守 高政。同摂津守 勘八
郎。高成。同伊勢守 市三郎。 高尚。同安房守 主膳。高重。同駿河守高久。
實久留島信濃守通清三男。 同周防守 勘十郎。 高慶。實高久舎弟。同摂津守 勘十郎。 高
通。同周防守高丘。實嫡孫永祖摂津守高通男。 同伊勢守 彦三郎。 高標。同美濃
守高聴。當主など見えたり。さて風土記解に、云云分穂門為佐
伯荘而穂門漸以陵夷、帳首首に、海部郡佐伯荘八郡、□に在
て今□をもぶなどあり。西国太平記八巻に、天文十年七月廿七日。唐船豊後ノ神宮寺に着
く。綾羅錦繡猩々皮の類なり。大明人二百八十人乗けり。大明の世宗肅宗の時と云。同十二年八月七日。五艘来る。同
十五年佐伯ノ浦に着岸そ。永禄年中に六七度来るよし見えたり。なほ外国の船どもの入津せし事くわしくハ此巻
の七丁丹生郷のくだりに云るを考ふべし。館島と云があるも唐船来泊の由にて頁るあるべし。森氏云。佐伯城
の東二里に中ノ浦湊と云處あり。廣さ九丁長さ十二町あり。湖の如くにして甚よろしき湊あり。又中浦に至三里東ノ方
に大島ノ湊あり。海底に礁石多くして潮甚廣し。船人の恐る處なり。又佐伯ノ鶴見ノ埼の東南に大島あり。又同處蒲江浦
の南一里許に、館島あり。又館島の南一里許に深島あり。又
臼杵の沖に津久見島と云ものあり。是も佐伯の内なり。又

大島の東四里に水子島あり。是ハ伊豫日振島に近し。湊に
ハあらず。又佐伯城より南ノ方八里に浦代湊あり。廣さ三町
長さ六町あり。海深くして大船をつなぐによし。又佐伯城
の北八里に鳩浦湊あり。廣さ四町長さ十町あり。潮深く。波
静にしていとくよろしき湊なり。又佐伯代後浦の東に大
入島あり。めぐり三里にして五村あり。此島の牧より良馬
を出すとあり。

○佐賀関

圖田帳に。海部郡佐賀関十一町ハ。関権現御神領云云とあり。
古くより加賀ノ二字を交用ふ
今是に随て佐賀とも書ケり。
関と云名ハ。古く関司を置れ
さる處にて頁せありと聞ゆ。
唐橋氏説に。かゝぶミの杜陽
編玉海韻府等に載たる凝露
臺ハ。此佐加ノ関を云なり。今の望樓の東南に。古遠見と云處
あり。其山上に臺の如くなる物あり。是を上古の関司の阯
とそ。早吸比賣ノ社記に。天慶年中純友伊豫国宇和平群等の
海に因て。海賊をなそ。是に因て始て佐賀ノ関の関司を置ケる
よし見えたれど。續紀ノ霊亀元年九月の文を考ふれ
ば。関司ハそれよりも先に置きさりと聞ゆとあり。又宇佐
宮古文書に。宇佐宮條々。一遷宮毎度自豊後國佐賀関調進
云云任旧規。可沙汰進之旨。可令施行矣。云云以前。條々可被
下知。奉行人之依御執達如件。元徳二年三月十七日。武蔵修
理亮殿。相摸守判在。蒼霞草十九巻に。土佐豊後之間為佐加関。
云云。圖書編五十巻に。豊後ノ東南縣海為土佐云。云。土佐豊後
之間為佐加関。土佐至佐加関。海面一百八十里。佐賀関至豊
後。海面七十里。
又韻府群玉二巻に。手譚池。日本国有凝露臺。
臺上有手譚池。池上有玉碁子。不由制度。黒白
分明。まゝ太平廣記二百二十八巻に。大中中。日本国ノ王子来
朝云云□楸玉碁局冷暖玉碁子云。本国之東三万里。有集真
島。島上有凝霞臺。々上有手譚池。池中出玉碁子。不由制度。自
然黒白分明。冬温夏冷故謂之冷暖玉。云云とあり。さるを松

下氏説に。豊後国直入郡有建男霜凝日子神社海部郡佐賀関有白濱黒濱生黒白石若置碁子人不能取之神所不許蓋凝霞為霜凝乎。或曰手譚池ハ指熊野那智瀧那智三巻書曰那智旧名難地以此言之譚池難地音相近那智産好碁石未知孰是と云り。彼二書ともに日本とあれバ。をしやとも思ハるれど。大中中に王子云云と云ヒ本国東三万里など云るも皆うけがたき事どもなり。唐代の大中と云ハ。皇国の嘉祥仁壽齊衡天安の間を云。さて亀山隨筆に。佐賀関地形東海に指出たる事凡一里なり。其埼より□町許西方の左右に入海有て。土地甚狭キ處あり。南北僅に三町に過ぎ。舟より出埼を巡れバ二里あり。此處則佐加関の町なり。町南湊を下関と云。廣さ四町長さ六町許にして。秋冬にハ。大船の来泊る處なり。又北湊を上関と云。下関よりハやゝ狭けれど。春夏の間にハ。大船も来泊る處なり。さて関東山

に古関司址なり。今の鋪司ハ山下にあり。今ハ此山に細川家の馬牧あり。此埼の海濱に五浦あり。其一を白濱と云。其二を黒濱と云。黒濱ハ白濱の南二百歩にあり。其三を碁洞浦と云。海山風景いとく奇しき處なり。其四を刧浦と云。其五を手段浦と云。ともに黒濱の南にならべるとあり。又同隨筆に。佐加関と伊豫国佐田岬との間凡七里なり。其間に高島と云ものあり。島山の高さ十町許にして。めぐり一里餘あり。人家あることなし。是則佐加の管内なり。又佐加岬より三里許に蔦島と云ものあり。又佐加関より南佐伯に七里あり。それよりなほ日向方につゞきて。其間の海濱出没鋸歯の如し。其中にも蒲戸埼。宦見埼。牛角の如く突出て。或ハ七里。或ハ八里。甚船人の恐るゝ處なり。又此佐加関見物とて。近郷ハ更にもいはず。国中及近国よりも来る人多し。又日向大隅薩摩伊豫土佐等の船。常に泊る處なれバ。遊女などもある處なり。又此處の産物の中にハ。鮑ことに處にすぐれてよろし。故に是を近国にうる。次に錫よろし。其次にハ

海参まうくよろし。其外多く諸魚をとる。又人家に植る八ッ手ノ木と云ものハ。深山ならでハ自ら生ぬ物なるを。佐加ノ関ノ辺にハ。よの常の處に多く生出たり。又上に云る高島にハ。大なる椰樹あり。めづらしき物なり。此島人家なければ。人の植たる物にはあらで。自ら生たるなるべし。その外竹木又鮑又諸魚又海藻の類多くして。めでたき島なりとあり。又西遊記と云ものにも。こゝの事を書ケれど異なる事もなければ。引出ぞなむ。

○満月寺

善鳴録五巻に。釈蓮城ハ百済國ノ人云云。委くハ四巻三十六丁に引出たり乃就海部郡深田荘。創祇陀療病施薬安養快楽五院。名曰紫雲山満月寺とあり。森氏云。深田村満月寺云云。此外彼深田村の境内なる石壁に。佛像を多く彫リ付ケたり。十三佛。廿五菩薩。二金剛及。弥陀。釈迦。観音ノ三像などすべて大小百餘區。今にあり。又田間に。石浮圖六七あり。満月寺ノ事いまだ古證を見あたらざれば。別件にも引いでやゞき例あれども。此寺ハ古く名高き寺なれば先善鳴録の説に因て。此處にあぐ。他ノ寺も此例によりて引出たる多し。それ等も旧證ハ重て考ふべし。

○海蔵寺

豊鐘善鳴録四巻に。要翁禅師。諱玄綱。日州太守伊東氏子。幼而爽抜質像過人。投州之佛日山云云。出世豊後崇祥。州守藤侯大友氏。新建羽衣山海蔵寺。聘師為開山祖。勉歳興廃撫退休焉とあり。益田氏云。海蔵寺ハ禅宗にして。豊後臼杵荘門前村にありと云へり。

○壽林寺

同書四巻に。豊後州壽林寺怡雲禅師諱宗説云云。九州都督源義鎮（大友氏）欽師芳猷。剏大休山壽林寺于豊之臼杵。邀請住持云云。宗林再以壽林延請。師至播玄化海西風靡。宗麟又構文珠寺。邀師為始祖。とあり。

○鷲尾神宮寺

豊鐘善鳴録五巻に。釈如賢播州明石人。久寓叡山該練三学。寛弘年中。遊化竹斯。豊州郡将百合若麻呂。新建鷲尾山神宮寺。請賢居焉。賢為四衆講宣法華。有一稚女。毎日来聴。洎予講畢。告賢曰。我是龍種也。今聞妙解頓至菩提。更冀上人戾止海岸。廣化龍衆言訖忽没。賢遂刻像寘焉。今之佛埼石像是也。自爾毎夜像前有龍燈之應。賢以長元二年十月二十三日長往とあり。備訊道云。佛埼仏像と云物ハ。高崎山の北の海辺にして。道より五間許上に。いミしく指出たる岩の下にあり。此寺の事ハ。大分郡の下にひき出すべかりしを誤て此處に出せり重て書改むべし。

○大分郡

延喜式に。豊後國大分郡あり。和名抄に。豊後國大分（ハ於保伊多）あり。（於保伊多の伊ハ。岐に改むべし。書記に碩田此云於保岐陀とあり。又分字をキタとよむ例ハ。和名抄に筑前国鞍手郡新分尓比岐多とある是なり。さるをこゝに伊多とあるハ。例の音便のまゝに書けるなり。さる式に。伊勢国多気郡大分神社と云もあり。）名義ハ。風土記に。昔者纏向日代宮御宇天皇

豊前國京都郡行宮幸於此郡遊覧地形嘆曰廣大哉此郷也宜名碩田（碩田謂大分）今謂大分斯其縁也とあり（風土記解に案据本文及日本紀則天皇自豊前京都先到碩田次到速見遂誅直入土蜘蛛之賊推驗其車駕征過之跡則大分郡在速見南与豊前国隔壊前後混淆蓋上世之事其詳不可得知耳）さて古事記中巻（神武天皇件）に神八井耳命者火君大分君阿蘇君筑紫三家連云云等之祖也旧事紀（今本）天孫本紀に弥多久良命者大分國造祖也（又国造本紀に火国造瑞籬朝大分国造同祖志貴多奈彦命児遅男江命定賜国造とある志貴多奈彦なども此弥多久良ノ命の子孫なるか志貴多奈彦の事ハ肥後志下巻天草郡志記郷ノ件にも聊云り）まつ豊門別命者景行天皇御子筑紫大分君祖（書紀に豊戸別皇子ハ火国別之祖也とありされバ初ハ別姓なるを旧事紀古事記に君とあるハ後に君姓を賜へるに因て夫を初にまはして書るものなるべし又旧事紀景行天皇件にも大分云云と見えたり）

（そハ此巻海部郡件に引出て論へるを考ふべし）書紀廿八巻天武天皇紀に元年六月甲申将入東時有一臣奏曰近江群臣無有謀心必造天下則道路難通何無一人兵徒手入東臣恐事不就矣（近江群臣とハ大友皇子に随て大津宮に侍る人々を云）天皇従之思欲返召男依等即遣大分君恵尺黄書造大伴逢臣志摩于留守司高坂王而令乞駅鈴因以謂恵尺等曰若不得鈴廼志摩還而復奏恵尺馳之往近江喚高市皇子大津皇子逢於伊勢既而恵尺等至留守司挙東宮之命乞驛鈴於高坂王然不聴矣時恵尺往近江志摩乃還之復奏曰不得鈴也是日発途入東國云云大分君恵尺難波吉士三綱駒田勝忍人山辺君安摩呂小墾田猪手埿部眡枳

大分君稚臣根連金身漆部支背之輩従之天皇大喜云云七
月辛亥男依等到瀬田時大友皇子及群臣等共営於橋西而
大成陳不見其後旗織蔽野埃塵連天鉦鼓之声聞数十里列
弩乱発矢下如雨其将智尊率精兵以先鋒距之仍切断橋中
須容三丈置一長板設有蹋板度者乃引板将堕是以不得進
襲於是有勇敢士曰大分君稚臣則棄長矛以重擐甲抜刀急
蹈板度之便断著板綱以被矢入陳衆悉乱而散走之不可禁
将軍智尊抜刀斬退者而不能止因以斬智尊於橋辺則大友
皇子左右大臣等僅身免以逃之書紀廿九巻ニ天武天皇八
年三月辛巳朔丙戌兵衛大分君稚見死当壬申年大役為先

鋒之破勢田営由是功賜外小錦上位（恵尺稚臣ともよ居姓なれバ神八井耳命の御末なるべし）續紀十八巻ニ豊後國大分郡擬少領膳伴公家吉云
云（委ハ寒川件ニ云）宇佐大鏡ニ豊後國大分郡勝津留田畠七十町
宮召物麥地在家門布苧桑代系田三町已公田但加地子町
一石宮召之件勝津留者本荒野也而永承元年之頃権介膳
伴元恒申請國宰之日令占荘限笠和判太三箇所堺之日國
宰被尋問三箇郷司等之處試為荒野空閑地之由進上證文
畢爰天喜元年八月廿六日多米倉満廳座所裁申云文云請
被殊任傍例与判申立府國御判為永代之私領且亭殖苧桑
且用作空閑常荒地一所状在大分郡管荘限御勝津留河尻

野四至東限北廻二方市河也南石屋寺際限西國府岸上顚
畠際者加署狀依傍例与判以天喜元年九月日同倉満請國
裁狀云請被依傍例任在地刀祢并在廳官人等与判賜國判
且労殖苧桑漆等且開作所在田畠限永代領知字勝津留常
空閑荒地一所四至同前者國裁判云任在地并在廳官人等
許狀依傍例労殖苧桑等無他妨可為私領者大介平朝臣在
判康平二年三月十三日廳宣云可任本公驗并調度文書開
発領掌多米倉満愁申字勝津留田畠等事四至東田中寺副
限市河南限石屋寺前西限高坂横道北限川等下調度文
書等右件荒地如倉満解狀者従前權介膳伴光恒之手請傳

領掌之由明白也者早停止權掾伊賀為貞之妨依有公驗道
理可令倉満領掌之狀所宣如件郡宜承知依件行之不可違
失故宣大介三書朝臣在判以延久元年三月日多米倉満重
國裁申狀云停止他妨請令開発領掌者國判狀云件空閑常
荒津留點定四至内田畠早可開発領掌之間藏司納調庸絹
参拾疋令負累之間為致其弁濟内蔵近次以承保元年正月
廿五日令□却畢其後承保元年十一月日國符云任公驗傳
領理無他妨内蔵近次申狀之内蔵近次謹辞進上大分郡内
判太笠和荏限三箇郷境空閑字勝津留田畠佰町事別進調度
文書等右件公驗宮御息貳拾貳斛伍斗代所進上如件仍為

後沙汰。注進如件。以解。承保四年八月十六日。伝杖蔭田在判。
承保四年九月十二日。國廳宣云。任本領主内蔵近次沽券并
代々公驗之理。津守常見可領掌之狀。所宣如件者。又承暦五
年二月日。國廳宣云。件地宇佐宮毎年万燈會勤修御燈油料。
任本公驗并允判旨。無他妨。津守常見可領掌者。大介高橋朝
臣。永保三年十月十日。府下文云。都督藤原卿宣。任文書理。可
領掌者。（燈油料見于前。）承徳三年八月日。宇佐宮御燈油御苗勝津留
弁濟使宮地末松國裁申文云。當所之内閑田石。幾欲被停止。
検田使入勘者。外題判云。依請停止検入。而早可宮領之者。康
和二年三月六八日。國廳宣云。可早任調度文書理領掌勝津
留事。（大仏紀云云。此宇佐大鏡と云ものをへて文理詳なら朝臣任。ぬ處もあれど。古き書なれバ先其まゝよ引出つ。）
大友家譜略よ。建久七年六月。将軍頼朝以大友能直為
豊前豊後両國守護職。下豊後國。令居大分郡府内。（應永戦覧記下巻よ）
（大分兵庫頭豊親。）軍記略よ。天正十四年十二月上旬。薩摩軍将新納
武蔵守宗右衛門佐久将。率四千餘騎。打入大分郡。責田北平
从統貞居城。統貞當時從義統在豊前龍王城。故統貞老母家
人老弱。楯籠松牟礼城。此城元来為要害第一之間。薩摩勢先
留置少勢。押此城。又以朽網入道与力若為案内者。夜中越山。
到阿南荘。七日暁。押寄船尾城。城中齊藤将監風早因幡等已
下四百四人。開大手城戸待敵。薩刕一陳小川掃部兵衛。欲登

於小坂之處。齊藤将監発鉄炮。討殺之。於是城兵馳出大合戦。
于時朽網入道之間者在風早因幡許。放火焼城。依是薩广勢
乗城。城中大周章。即時没落畢。又武官辻臺城兵及橋爪鳥巣
城兵等。共打出欲救船尾之處。既落城之由聞之。引率老若男
女。楯篭大津留河内守鎮益居城松尾。同日新納久将押寄松
尾。此城四方嶮岨。不可趣登。故於船尾麓。暫敷野陳。休息人馬。
此時狹間城主鎮秀篭權現山城。又取拵其山續玄鳥城。篭置
與力之軍兵。久将又圍鎮秀。雖然以權現山高峻之故。數日之
間。不得攻近。於是久将与狹間城代和睦退軍。同月十三日イシトク七十二巻ニハ天正十四年十一月十二日トアリ。伊集院美作守為大将。野村備中

守白濱周防守等率三千餘騎。自海部臼杵入大分郡。圍鶴埼
城。寉崎城主吉岡掃部介ハ。天正六年十一月。日向國高城ニ
して討死せり。和漢三才圖會ニ。豊後鶴埼城主吉岡掃部助
之妻也。林左京亮之女名林。夫討死後成尼。号妙林。智勇越于
丈夫。有子名甚吉。弱冠而随大友義統在豊前。妙林一説ニ臼杵ニあり為留主。歒
以三千餘騎圍之。忽隘阱者而餘人。既而合戦十六度。城中勢
百分一而堅守不落。歒謀令下城。而後聞京勢數十万進発。歒
三将退于薩州。時将邀妙林。妙林詐諾而同往。勧酒殽之間潜
遣伏兵。討歒於途中。後秀吉公感其功即召賞之。固辞不出。此時白濱周防守ハ高津川辺ニて伏兵の為ニ鉄砲ニて討殺されヽ野村備中守ハ流失ニ中りて日向国高城まで逃行て遂

よ死せり。此時の事委くハ九州記十四巻。隠徳太平記七十二巻。西国太平記十巻よ見えたり。軍記略よ鶴城城将利光越前守鑑教入道宗匡。一説よ宗魚。一説よ宗謙。佐藤美作等雖有一旦之勝利。以寄手為大軍。遂戦死。城中猶軍勢七百餘人。老若男女凡三千余人。能守城討取敵若干。十四日家人等指臼杵引退。鶴城遂没落畢。此事九州治乱記。古本九州軍記等よくくはしく見えたり。軍記略よ。文禄二年云云。加賀國大聖寺城主山口玄蕃允正弘在大分郡府内。點検大分。海部。大野。直入。四郡之地。云云など見えたり。さて郡ノ大様ハ。風土記よ。大分郡郷玖所。里二十五。駅壹所。烽壹所。解よ不詳所在。寺貳。一僧寺。一尼寺。和名抄よ。大分郡阿南。稙田。津守。荏隈。判太。跡部。武蔵。笠祖。笠和。神崎。風土記解よ。案和名抄所載郷名云云。蓋判太。笠祖。跡部。並不知所。笠祖疑誤字。笠和字別為一郷。武蔵乃国東郡内郷名。神前ハ海部郡中ノ地名。並誤入于此。設除判太跡部武蔵笠祖神前此五。則阿南稙田津守笠和荏隈。此五郷今儼存。按図田牒。但以笠和荏隈判太ノ三為郷。六荘相通。則此記所云郷九所与此相符合。今土人是為大分八荘。而其判太者不知所在。近廣有十餘村。非郷非荘。不知所云。判太若相轉訛為清田者歟。清田姑充判田。以俟後考。已と云ヱ。今此説よ因て。跡部笠祖神前の三ッを削ヱ。武蔵を国東郡よ挙げ。判太を清田よあてつ。な不後よも云べし。圖田帳よ。大分郡千百八十九町。一本。千三百八十餘町。稙田荘。戸次荘。高田荘。賀来荘。津守荘。荏隈郷。判太郷。笠和郷。已上二郷六荘なり。豊後志よ。大分郡高六万一千八百七十一石九斗七升余。風土記解よ。大分郡其疆域幅員東抵海部郡堺。西抵速見郡界。南抵大野直入二郡界。北抵海。東西八里餘。南北四里など見へたり。

○府内住吉社

大分郡府内住吉神社旧記ニ住吉神ニ云九州治乱記ニ永禄の比山森紹庵と云者屋形の仰なりとて府内住吉神社を打破て火を掛て焼拂ひたり嫡子義統若年なれとも住吉回禄の事を歎き逆徒を罪ニ行ふべき由沙汰ありけれとも紹忍さまくニ取なしけれハ重ねて其沙汰ニも及ばず社を焼たる紹庵ハ三七日を過さけるに熱氣ニ侵されて死ニけりとあり

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan